

令和7年度 第10回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和8年1月8日(木)午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 (17名)

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番	佐藤洋介	2番	加藤和洋	3番	伊藤淑榮
4番	鈴木和俊	5番	高橋郁雄	6番	清水司
7番	三浦栄子	8番		9番	鈴木孫城
10番	武田一雄	11番		12番	佐藤正樹
13番	目黒千衣子	14番	山本義則	15番	伊藤賢一
16番	鈴木豊則	17番	鈴木誠孝		

4. 欠席 (1名)

5. 農業委員会業務報告(12月分)

6. 報告事項

報告第8号 農地法第5条の許可について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

8. その他

農用地利用集積等促進計画の公告について

9. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	濱 野 勇 幸
局 長 補 佐	鈴 木 俊 市

10. 会議の概要

事務局長

新年明けましておめでとうございます。

皆さまからは、年始めでご多忙のところ、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

ただ今から、令和7年度第10回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。

今回の総会は報告事項が2件、議事案件が1件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん新年明けましておめでとうございます。

本日は、年始めのお忙しい中、総会へご出席いただき、ありがとうございます。

昨年中は、一昨年に引き続き米の値段があがり、米農家にとっては経営的に良い年となりました。

年末は、税金対策で大いに頭を悩ませていたことと思います。

今年は、自然災害などに見舞われず、農作物が豊作であることを祈念いたします。

また、委員改選の年でありますので、残りの任期を無事全うしたいと思います。

それでは、この後の議事案件につきまして、活発な協議をよろしく申し上げます。

また、職員が1人は育児休暇で欠員となっておりますが、復帰する5月までは、皆様のご協力を得ながら、頑張りたいと思いますので、何とかよろしく願います。

事務局長

本日は、8番の原田智也委員から、欠席の届け出がありました。

出席委員数は18名中17名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任

議 長

議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に、

7番 三浦栄子委員、9番 鈴木孫城委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

続きまして、農業委員会業務報告をよろしくをお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、私の方から、12月の農業委員会業務報告を説明させていただきます。

座ったままで説明させていただきますのでご了承ください。

主な内容の部分を説明いたします。

5日、金曜日、農業新聞普及巡回、秋田県農業会議女性農者意見交換、並びに第9回農業委員会定例総会が開催されております。

9日火曜日、令和7年度、東北・北海道ブロック女性農業委員農地利用最適化推進委員研修会が実施されております。

15日月曜日、企業、各種団体版市政懇談会が実施されております。

18日から23日で、3条関係の現地確認を行っております。

24日水曜日、第117回常設審議委員会が開催、25日に業務打ち合わせを行っております。

今後の予定について説明いたします。

1月4日本日、第10回農業委員会定期総会を行って実施しております。  
この後、賀詞交換会が開催され、会長が出席予定です。

1月26日の業務打ち合わせと第118回常設審議委員会を開催予定であります。

2月5日、第11回農業委員会定例総会を開催予定であります。

2月26日、令和7年度、市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修会が実施予定となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の事務局の説明に何かご意見ございませんか。

一 同

異議なしの声あり

報告でありますので、よろしく願いいたします。

続きまして報告事項に入りたいと思います。

報告第8号農地法第5条の許可についてよろしく願いします。

鈴木局長補佐

それでは、議案書の農地法第5条の説明をする前に、訂正箇所が1箇所ありますので。

今回次第の部分で、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についてとありますが、前回の農地法第5条の案件が19号でしたので、今回は繰り上がりまして、議案第20号となりますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、報告事項、報告第8号の案件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

報告第8号、農地法第5条の許可についてであります。

令和7年12月5日開催、第9回男鹿市農業委員会定例総会において審議された、下記の申請について、令和7年12月24日開催、秋田県農業会議常設審議委員会において、許可相当となりましたので報告いたしますということで、案件に対しましては申請地が、角間崎字上台59番9他3筆、転用者は、吉丈土木、目的は、赤土採取ということであります。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の事務局の説明ありました件について、何かご意見ございませんか。

一 同

委員より異議なしの声あり

議 長

報告でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第9号、農地法第18条6項の規定による通知について、報告をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは議案書の2ページをご覧ください。

説明は座ったままで助けいただきます。

報告第9号農地法18条の合意解約の案件であります。

今回の合意解約につきましては、全部で15件であります。

借り人の都合による解約ということで1件、あとは、圃場の集積調整によるものが5件、それと離農に伴う解約が9件あります。

すべての案件において、この後、他の耕作者に引き継がれる予定となっております。

あくまでも届け出でありますので、中身の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議 長

これに対してご意見ございませんか。

一 同

委員より無しの声あり

議 長

合意解約でありますので、よろしくお願いいたします。

続いて、協議案件に入りたいと思います。

議案第 20 号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

鈴木局長補佐

それでは皆様、議案書の 10 ページをご覧ください。

先ほどご訂正いただきました議案第 20 号ということで、よろしくお願いいたします。

第 20 号、農地法第3条の所有権移転の案件についてご説明いたします。

申請番号 1 号、払戸字渡部 30-88、地目田、面積 1,031 m<sup>2</sup>

渡人は、秋田市のA、受人が払戸のB

渡人からの要望により、農地を受けるもので、総額 30 万円です。

申請番号 2 号

払戸字尻深二番谷地 465、地目田、面積 264 m<sup>2</sup>

渡人、払戸のC、受人が、払戸のD

これも、渡人の要望により、請人が受けるということで、総額 13 万 2 千円であり  
ます。

申請番号 3 号

払戸字渡部 30-44、地目田、面積、1,181 m<sup>2</sup>

渡人が払戸のE、受人が、払戸のF

これも同じく渡人からの要望によるもので、総額 33 万円であります。

申請番号 4 号

払戸字尻深二番谷地 479、地目田、面積 1,029 m<sup>2</sup>

渡人が払戸のG、請人が払戸のH

これも相手方からの要望によるものでありまして、総額 33 万円であります。

申請番号 5 号

払戸字尻深一番谷地 434、地目田、面積 1,028 m<sup>2</sup>

渡人が兵庫県のI、秋田市のJの共有で受人が、Kです。

渡人からの要望により、契約に関しては、無償譲渡ということになります。

渡人の方が、無償でも引き受けてもらいたいということで、Kさんが受けるもの  
です。

続きまして、11 ページをご覧ください。

申請番号 6 号、

福米沢字土花家ノ下 100、他 1 筆、地目田、面積計 187 m<sup>2</sup>

渡人が、福米沢のL、受人が福米沢のM

これも渡人からの要望により、請人が受けるもので、耕作している圃場の隣の  
圃場であるため、受けるということでありました。

所有権移転に関しまして、大分飛びまして、22 ページをご覧ください、議案  
書が作成してからの申請になったことで、後ろの方に追加提案となりました。

22 ページの申請番号 56 号

福米沢字新大門道 80、地目畑、面積 996 m<sup>2</sup>

渡人が福米沢のN、請人が福米沢のO

この件に関しましては無償譲渡ということで、妻の母からの譲渡ということになります。

前回の 3 条の案件で、Oさんが福米沢のPさんの農地を所有権移転しており、後々小さな農作業小屋を建てるという予定でありましたが、その農地に隣接している当該農地に、建設予定の小屋が少しはみ出るため所有家に転することでありました。

資金の調達の関係で、農地を受人の名前にしておかなければいけないということでした。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議 長

所有権移転について、何かご意見ございませんか。

一 同

委員より異議なしの声あり

議 長

次に通常であれば、議事参与案件の審議に入るところであります。当事者の原田委員が欠席でありますので、このまま続けたいと思います。

よろしければ、この件だけ先に、貸借の審議をお願いいたしたいと思います。

鈴木局長補佐

それでは、引き続き説明いたします。

12 ページをご覧ください。

申請番号 7 号から 10 号まで同じ受け人となりますので、まとめて説明いたします。

払戸字大堤下千間 723、他 25 筆、地目田、面積計 23,379 m<sup>2</sup>。

渡人が秋田市の P 他 3 名、受け人が福米沢の Q。

7 号と 8 号に関しては、新規の 10 年契約、10 アール当たり米 1 俵です。

9 号と 10 号に関しましては、新規の 3 年契約で、10 アール当たり米 1.5 俵と  
いうことになっております。

以上で説明を終わります。

議 長

これについて何か意見はございませんか

一 同

委員よりなしの声あり

議 長

特になしということで、本件について許可いたします。

続きまして、先に議事参与案件について審議したいと思います。

農業委員会法第 31 条、議事参与案件により関与する委員の退席をお願い  
いたします。

暫時休として、申請番号 11 号から 13 号、18 番の戸部委員退席お願いしま  
す。

暫時休憩いたします。

戸部委員退席

議 長

では再開いたします。

鈴木副局長

それでは引き続いて説明いたします。

12 ページをご覧ください。

申請番号 11 から 13 ページの申請番号 12 まで、同じ受け人となりますので、一括して説明いたします。

払戸字大堤下千間 763 他 15 筆、地目田、面積計 14,858 m<sup>2</sup>

渡人が宮城県のR他 1 名、受人がS。

新規のいずれも 5 年契約で、10 アール当たり 1 俵ということであります。

水利費は借り人負担ということになっております。

引き続き 13 号の案件について説明いたします。

福川字起き上ケ 388 他 2 筆、地目田、面積計 4,100 m<sup>2</sup>

渡人が払戸のS、受人が福川のT。

渡人からの要望により、請人が受けるという形になります。

これは新規の 10 年契約で 10 アール当たり 1 俵、水利費は借り人負担ということになっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまご説明ございましたが、11 番から 13 番までの説明に対し、ご意見等ございませんか。

一 同

委員より異議なしの声あり。

議 長

ご意見ないようですので、申請通り許可したいと思います。

続きまして、暫時休憩いたします。

戸部委員着席

議 長

再開します。

続きまして、議事参与案件を決議します。

農業委員会法第 31 条、議事参与案件による関係する委員の退席をお願いします。

暫時休憩として、鈴木誠孝さん、退席お願いします。

鈴木誠孝委員退席

議 長

では再開いたします。

鈴木局長補佐

それでは引き続き、ご説明いたします。

13 ページの、申請番号第 14 号であります。

払戸字尻深一番谷地 74-1、地目田、面積、595 m<sup>2</sup>。

渡人が奈良県のU、受人が、払戸のV。

渡人からの要望により、請人が受けるということで、新規の 5 年契約、10 アール当たり 1 俵、水利費は借り人負担ということになっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について何かご意見ございませんか。

一同

委員より異議なしの声有

議長

いいですか。申請通り許可したいと思います。

暫時休憩いたします。

鈴木誠孝委員着席

議長

では再開いたします。

次の説明をお願いします。

鈴木局長補佐

では引き続き、ご説明したいと思います。

13 ページの、議案第 15 号から説明いたしたいと思います。

議案第 15 号から、15 ページの議案第 23 号まで、同じ受け人となりますので、一括して説明したいと思います。

払戸字大谷池 102 他 65 筆、地目田、面積計、57,798 m<sup>2</sup>

渡人が払戸のW他 8 名、受人が払戸のX。

すべて相手方の要望による請負うということになっておりますが、すべての案件に関しまして、新規 10 年契約、10 アール当たり 1 俵、水利費借り人になっております。

続きまして、15 ページの、議案第 24 号から説明いたします。

議案第 24 号から 26 号まで、同じ請人となりますので一括して説明いたします。

払戸字大谷地 196 他 22 筆、地目田、面積計、19,060 m<sup>2</sup>

渡人が奈良県のY他 2 名、受人は、払戸のZ。

いずれも新規の5年契約、10アール当たり1俵、新たに5年契約、水利費  
借り人負担になっております。

続きまして16ページをご覧ください。

申請番号27。

払戸字小堤下千間241他4筆、地目田、面積計4,098㎡で

渡人が払戸のAA、請人が払戸のAB。

渡人の要望によるもので、新規の5年契約、10アール当たり1俵、水利費は  
借り人となっております。

申請番号28号

払戸字小堤下千間402他11筆、地目田、面積計11,915㎡

渡人が払戸のAC、受人が払戸のAD。

相手方の要望によるもので、新規5年契約、10アール当たり1俵、水利費  
借り人となっております。

申請番号29号、

払戸字大堤下千間648、他3筆、地目田、面積計4,154㎡

渡人が払戸のAE、受人が払戸のAF。

渡人からの要望によるもので、新規5年契約、10アール当たり1俵、水利費  
借り人となっております。

申請番号30号

船越字草根53他11筆、地目田、面積計14,684㎡

渡人が払戸のAG、受人が払戸のAH。

新規の5年契約で、10アール当たり1俵、水利費借り人になっております。

申請番号31号。

払戸字渡部30-104、地目田、面積1,027㎡、

渡人が払戸のAI

請人がAJ、新規の10年契約、10アール当たり1俵、水利費借り人負担になっております。

続いて17ページをご覧ください。

申請番号32号

払戸字尻深二番谷地116他1筆、地目田、面積計1,428㎡

渡人が払戸のAK、受人が払戸のAL。

渡人の要望によるもので、新規の10年契約、10アール当たり米1俵、水利費借り人となっております。

申請番号33。

福川字上谷地37他6筆、地目田、面積計18,260㎡

渡人が払戸のAM、受人が福川のAN。

渡人からの要望によるもので、新規の10年契約、10アール当たり米1俵、水利費借り人となっております。

申請番号34号

払戸字大堤下千間920他2筆、地目田、面積計2,942㎡

渡人が払戸のAO、受人が払戸のAP。

これも渡人の要望によるもので、新規の5年契約、10アール当たり1俵、水利費借り人となっております。

申請番号35号

北浦安全寺字大沢口1他4筆、地目田、面積計14,955㎡

渡人が北浦のAQ、受人が北浦のAR。

これも渡人の要望によるので、新規の5年契約、10アール当たり1.5俵、水利費借り人ということになっております。

以上で新規の説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について何かご意見ございませんか。

一 同

委員より異議なしの声あり

議 長

申請通り許可したいと思いましたがよろしく願いいたします。

それでは続きまして、再設定の案件について説明いたします。

鈴木局長補佐

18 ページをご覧ください。

再設定に関しましては、詳細の契約内容は割愛させていただきます。

それでは申請番号 36 号より説明します。

申請番号 36 号から、20 ページの申請番号 48 号まで、同じ受け人になります  
ので、まとめて説明します。

払戸字大樋 17-1 他 116 筆、地目田面積計 166,074 m<sup>2</sup>

渡人が払戸のAS他 16 名、受人が払戸のAT。

すべて再設定の 5 年契約であります。

続きまして、20 ページの第 49 号からご説明いたします。

49 号から 50 号まで同じ請け人です。

脇本脇本字名不知 34 他 20 筆、地目田、面積計 20,315 m<sup>2</sup>

渡人が脇本のAU他 1 名、請人が脇本のAV。

すべて再設定の 5 年契約であります。

21 ページお願いいたします。

申請番号 51。

払戸字横長根 194-3 他 21 筆、地目田、面積計 34,435 m<sup>2</sup>

渡人が秋田市のAW、請人が、払戸のAX。

再設定の 3 年契約です

申請番号 52 号、

払戸字大堤下千間 1056、他 14 筆、地目田、面積計 10,588 m<sup>2</sup>

渡人が払戸のAY、受人が払戸のAZ。

再設計の 3 年契約であります。

申請番号 53 号

払戸字大谷地 328 他 22 筆、地目田、面積計 20,689 m<sup>2</sup>

渡人が払戸のBA、請人が払戸のBB。

再設定の 3 年契約であります。

申請番号 54。

男鹿中山町字家ノ下 207 他 3 筆、地目田、面積計 6,128 m<sup>2</sup>

渡人が男鹿中のBC、受人が男鹿中のBD。

再設定の 5 年契約であります。

申請番号 55 号

船川港比詰字大谷地 133 他 2 筆、地目田、面積計 6,120 m<sup>2</sup>。

渡人が船川のBE、受人が、男鹿中のBF。

再設定の 5 年契約であります。

以上で説明を終わります。

議 長

これについて何かご意見ございませんか。

一 同

委員より異議なしの声有

議 長

再設定でありますので、よろしく願いいたします。

続きましてその他の説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、皆さんの議案書 23 ページのその他案件ということで、農用地利用集積等促進計画の公告についてということで、農業公社を通した契約の案件であります。

初めに今回はすべて関連した案件であります。

初めに、所有権移転の案件からご説明いたします。

申請番号 1 号

払戸字尻深二番谷地 323-1 他 8 筆、地目田、面積計 8,052 m<sup>2</sup>

総額 259 万円。

渡人が払戸のBG、受人が、秋田県農業公社になります。

申請番号 2 号

払戸字尻深二番谷地 400 他 6 筆、地目田、面積計 7,231 m<sup>2</sup>

総額で 195 万円

渡人が、兵庫県のBHさん他 1 名の共有地であります、受人が、秋田県農業公社。

関連しておりますので、24 ページの案件についても、引き続きご説明いたします。

これは貸借権設定の案件であります。

所有権移転で公社に登記を直したものを、BIさんが 4 年間の借用後に買い取る案件でございます。

払戸字尻深二番谷地 323-1 他 15 筆、地目田、面積計 15,283 m<sup>2</sup>。

貸借金額は10アール当たり1万円ということですが、買取の総額は、合わせて454万円でございます。

以上で説明を終わります。

議 長

これについて何かご意見ございませんか。

一 同

委員よりなしの声あり

議 長

ないということになりますのでこのように申請通りしたいと思います。

その他で何かありませんか

清水委員

4耕作事業について教えてもらいたい。

鈴木局長補佐

4耕作事業は、誰でもどういった案件でも、申し込みすることはできます。

ただし4耕作事業を申し込みするとなれば、一定の条件がありまして、その条件に合致すれば申請できます。

条件としては、担い手農家として地域計画に掲載されている農家であること。

農地が最低でも農業振興地域内の農地でなければならないという条件があります。

更に4耕作事業に限ったことではないのですが、公社事業を申請する際には、半径500メートル以内に自らの圃場とあわせて、八反部以上の団地を形成しなければいけないという条件があります。

まとまった8反部以上の農地を買うということであれば、それだけで要件を満たします。

議 長

清水委員さん、今の説明でよろしいですか。

清水委員

わかりました。

議 長

他に何かございませんか。

一 同

意見等なし

議 長

他に何もなければ、これもちまして第1回定例総会を終了いたします。

どありがとうございました。